



みよた広報

やまゆり

# おしらせ版

毎月10日発行

●発行/御代田町 〒389-0292  
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464-2  
●編集/総務課  
TEL.0267-32-3111 FAX.0267-32-3929

2

FEBRUARY  
2008

142号

ホームページ <http://www.town.miyota.nagano.jp/>年間  
1人500円

平成20年度 東信地区交通災害共済組合

## 交通災害共済に加入しましょう

日本国内の道路において自動車や自転車等の運行中の事故により人身に災害を受けたとき、事故発生日から1年以内の災害の程度に応じて2万円から最高100万円までの共済見舞金が支払われる制度です。御代田町では、平成19年4月から12月までに10件の見舞金請求があり、125万円の支払いがありました。万が一の事故に備え、家族ぐるみで加入しましょう。

また、今年度から申込用紙が一部変更になりました。町から郵送する「交通災害共済加入のご案内」をご確認のうえ、会費(年間1人500円)を添えて役場総務課窓口または町内金融機関でお申し込みください。なお、平成19年度の共済期間は、平成20年3月31日までとなりますのでご注意ください。

### 【会員期間】

平成20年4月1日～平成21年3月31日

※4月1日以降に加入の申し込みをされた方は、その翌日から平成21年3月31日までとなります。

### 【会費納入場所】

- ・(株)八十二銀行
- ・上田信用金庫
- ・郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)
- ・佐久浅間農業協同組合(町内の支所に限る)
- ・役場総務課窓口

### 【事故発生時の措置】

交通事故(自損事故を含む)で負傷したときは、直ちに最寄りの警察署に報告してください。報告が正しくされていない場合(無届け及び物件事故扱い等)は、見舞金の支給制限を受けることがあります。

### 【見舞金の請求】

交通事故に遭った場合は、直ちに役場総務課へ報告してください。見舞金請求用紙は役場に用意してあります。請求期間は事故発生日から2年以内です。

### 【後遺障害見舞金】

共済見舞金と同様の事故により、事故発生日から2年以内にその事故を直接の原因として身体障害者手帳の交付を受けた場合に支給します。請求期間は、身体障害者手帳交付日から1年以内です。共済見舞金とは別に支給します。

### 【申し込み・問い合わせ先】

役場総務課庶務係 内線25

### 共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	100万円
2	入院治療実日数140日以上	30万円
3	入院治療実日数110日以上	25万円
4	入院治療実日数80日以上	20万円
5	入院治療実日数30日以上かつ通院治療実日数30日以上	15万円
6	入院治療実日数20日以上かつ通院治療実日数20日以上、または通院治療実日数70日以上	10万円
7	入院治療実日数15日以上かつ通院治療実日数15日以上、または通院治療実日数50日以上	8万円
8	入院治療実日数10日以上かつ通院治療実日数10日以上、または通院治療実日数35日以上	6万円
9	入院治療実日数6日以上かつ通院治療実日数6日以上、または通院治療実日数20日以上	4万円
10	入院治療実日数3日以上かつ通院治療実日数3日以上、または通院治療実日数10日以上	3万円
11	治療実日数(入院通院合算)4日以上	2万円

備考

- ①1日に2ヶ所以上の医療機関で治療を受けても実日数は1日とする。
- ②通院治療には往診治療を含むものとする。
- ③通院治療実日数は、入院治療実日数で補足できるものとする。
- ④自動車安全運転センターの交通事故証明書の照合記録簿の種類が物件事故の場合及び交通事故証明書の添付がない(交通事故申立書の添付で請求する)場合は4万円までを支給の上限とする。

### 後遺障害見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	身体障害者手帳1級または2級	100万円
2	身体障害者手帳3級または4級	50万円

### 見舞金の支給制限

見舞金等級表の備考④の場合。  
会員または見舞金受取人の故意による場合。  
天災、暴動等異常事態による場合。  
正当な理由なしに医師の指示に従わない場合。

納税は便利な口座振替で 問い合わせ先 税務課収納係(内線41・73)